

令和8年度
化学物質管理に係る専門家検討会
中間取りまとめ（案）

令和8年5月〇日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

目次

I 検討の趣旨及び経緯等

- 1 検討の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 中間取りまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 4 検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 5 構成員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

II 個人ばく露測定の精度担保の仕組みの適切な整備について

第1 本件等の背景

- 1 令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ（令和5年11月21日）を踏まえた対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第2 個人ばく露測定の精度担保の仕組みの適切な整備に向けた基本的考え方

- 1 安衛法第65条の3第2項に定める改善措置の評価のための作業環境測定の実施者・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の作業環境測定基準等・・・
- 3 リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の分析実施者・・・・・・・・
- 4 国際認証オキュペイショナル・ハイジニストの位置づけ・・・・・・・・・・・・
- 5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

I 検討の趣旨及び経緯等

1 検討の趣旨

作業環境測定については、作業環境測定基準等に従い測定等を行うとともに、測定に専門知識及び技術を要する作業場（以下「指定作業場」という。）における作業環境測定については、作業環境測定士による測定（デザイン、サンプリング及び分析）を義務付けることで、測定結果の精度が担保されてきた。

一方で、個人ばく露測定については、測定実施者の限定がなく、測定結果の精度を担保する仕組みもなかったことから、令和5年度の本検討会において測定結果の精度担保の仕組みや具体的な資格者の要件について議論し、一定の結論を得たところである。

これを受けて、令和6年3月に有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）（以下「有機則等」という。）が改正された。これにより、環境改善が困難な第三管理区分作業場及び金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（以下「第三管理区分作業場等」という。）における個人ばく露測定（以下「第三管理区分作業場等測定」という。）については、測定の手法や評価基準を定めるとともに作業環境測定士等による実施を義務付け、測定結果の精度担保を図ることとなっている。

さらに、令和7年5月に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）（以下「安衛法等」という。）が改正され、個人ばく露測定等が作業環境測定に含まれることを明確化するとともに、関連する政省令等を整備することにより、個人ばく露測定等について、作業環境測定士による測定を義務付け、測定結果の精度担保を図ることとされている。

以上を踏まえ、改正後の個人ばく露測定等の精度担保の仕組みを適切に整備するため、学識経験者からなる本検討会を開催し、2に掲げる事項について検討した。

2 検討事項

- (1) 安衛法第65条の3第2項に定める改善措置の評価のための作業環境測定の実施者
- (2) リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の作業環境測定基準等
- (3) リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の分析実施者
- (4) 国際認証オキュペイショナル・ハイジニスト^{*}の位置付け
- (5) その他

3 中間取りまとめ

本検討会は、今般2に掲げる検討事項について議論し、中間的な取りまとめを行った。

4 検討の経緯

○第1回検討会（4月23日 16:00—18:00）

- ① 個人ばく露測定等に係る安衛法等一部改正法の施行に向けた検討事項について
- ② その他

○第2回検討会（5月25日 10:00—12:00）

- ① 個人ばく露測定等に係る安衛法等一部改正法の施行に向けた検討事項のとりまとめについて
- ② その他

(※) 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト若しくは国際オキュペイショナル・ハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナル・ハイジニスト又はインダストリアルハイジニストの資格を有する者

5 構成員名簿

(全般に関する事項)

| | |
|--------|---|
| 大前 和幸 | 慶應義塾大学 名誉教授 |
| 小野 真理子 | 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター センター長代理 |
| 城内 博 | 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長 |
| 高田 礼子 | 聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授 |
| 鷹屋 光俊 | 公益社団法人 日本作業環境測定協会 精度管理センター所長 |
| 武林 亨 | 慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授 |
| 戸田 清志 | 一般社団法人 日本印刷産業連合会 環境安全部長 |
| 西村 杉雄 | 一般社団法人 日本化学工業協会 化学品管理部 部長 |
| 平林 容子 | 国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長 |
| 宮内 博幸 | 産業医科大学 作業環境計測制御学講座 教授 |
| 宮本 俊明 | 日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医 |

(毒性に関する事項)

| | |
|-------|-------------------------------|
| 上野 晋 | 産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授 |
| 川本 俊弘 | 中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長 |
| 宮川 宗之 | (元) 帝京大学 医療技術学部 教授 |

(ばく露防止対策に関する事項)

| | |
|-------|------------------------------------|
| 津田 洋子 | 帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師 |
| 保利 一 | 産業医科大学 名誉教授 保利労働衛生コンサルタント事務所 所長 |
| 山室 堅治 | 中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 衛生管理士 |

(50 音順)

Ⅱ 個人ばく露測定精度担保の仕組みの適切な整備について

第1 本検討の背景

1 令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ（令和5年11月21日）を踏まえた対応状況

(1) 議論の背景

作業環境測定については、指定作業場における測定（デザイン、サンプリング及び分析）を作業環境測定士に義務付けることで測定結果の精度を担保してきたが、個人ばく露測定については、測定実施者の限定がなく、測定精度を担保する仕組みがない状態であった。

このため、本検討会において、個人ばく露測定精度を担保する仕組み、個人ばく露測定を行う者に求められる能力及び想定される資格者等の要件等について議論し、令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ（以下「令和5年度中間取りまとめ」という。）として個人ばく露測定に係る測定精度の担保等の考え方を整理したところである。

(2) 令和5年度中間取りまとめでの提言

令和5年度中間取りまとめにおいては、以下の事項を提言している。

① 個人ばく露測定精度担保の必要性

個人ばく露測定については、測定結果に基づき呼吸用保護具の選定を行うこととなることから、第三管理区分作業場等測定、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための個人ばく露測定（以下「確認測定」という。）及びリスクアセスメントのための個人ばく露測定（以下「リスクアセスメント測定」という。）については、測定精度を担保する仕組みを検討する必要がある。

② 個人ばく露測定精度を担保する仕組み

第三管理区分作業場等においては、法令上、個人ばく露測定を行うことを事業者に義務付けていることから、法令改正により、個人ばく露測定を資格者に行わせることを事業者新たに義務付けることが適当である。

また、確認測定やリスクアセスメント測定についても、その精度を担保する仕組みが必要であり、個人ばく露測定についても、必要な法令の整備により、資格者による個人ばく露測定を義務付ける仕組みを設けることを検討すべきである。

③ 個人ばく露測定を行う者として想定される資格者の要件

個人ばく露測定のデザイン、サンプリング及び分析を行うために必要な能力等を踏まえ、想定される資格者の要件については以下のとおりとするべきである。

ア 個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングを行う者の要件等

- ・ 作業環境測定士（第一種・第二種）については、追加講習が必要である。
- ・ 国際認証オキュペイショナル・ハイジニストについては、デザイン及びサンプリングを行う資格者として認めることが妥当である。

イ 個人ばく露測定のサンプリングのみを行う者の要件等

- ・ サンプリングの実務に必要な知識に関する講習を受講した者については、アに掲げる資格者から指示を受けてサンプリングのみを行う者として認めるべきである。

ウ 個人ばく露測定の分析を行う者の要件等

測定対象物質の捕集及び分析に必要な試料採取機器及び分析機器を有する者であって、次

に該当する者とするべきである。

- ・ 第一種作業環境測定士
- ・ 作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を実施する場合に限る。）
- ・ 1級化学分析技能士（所属事業場に係る個人ばく露測定における試料の分析に限る。）

（3）令和5年度中間取りまとめを踏まえた対応状況

令和5年度中間取りまとめを踏まえ、これまでに以下の対応が講じられている。

- ① 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号）により有機規則等が改正され、第三管理区分作業場等測定については、測定の手法や評価基準が定められるとともに、作業環境測定士等による測定が義務付けられたことにより、測定精度が担保されることとなった。
- ② 個人ばく露測定講習規程（令和6年厚生労働省告示第93号）が制定され、個人ばく露測定を実施するための講習を実施する「登録個人ばく露測定講習機関」の登録基準、講習科目の範囲及び時間等が規定された。
- ③ 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「安衛法等一部改正法」という。）により、個人ばく露測定が作業環境測定に含まれることが明確となり、健康障害の防止のための措置等に当たって行う作業環境測定について規定する安衛法第65条の3を新設する等の改正が行われた。同条第1項では、同法第22条の措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、作業環境測定を行わなければならないこととされ、第2項では、同法第65条の2第1項の措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、作業環境測定を行わなければならないこととされた。さらに同条第3項では、同法第57条の3第1項の調査を行うに当たり、必要に応じて作業環境測定をおこなうものとされたところであり、現在、それらの施行に向け政省令等の改正について検討が行われている。

第2 個人ばく露測定の精度担保の仕組みの適切な整備に向けた基本的考え方

1 安衛法第65条の3第2項に定める改善措置の評価のための作業環境測定の実施者

安衛法第65条第1項の規定による作業環境測定のうち、相当高度の知識・技術を要し、労働者に重篤な健康障害を生ずる恐れのある業務を行う作業場については、その測定精度を担保するため指定作業場に指定され、作業環境測定士による測定の実施が義務付けられている。一方で、その結果に基づく改善措置の評価をするための安衛法第65条の3第2項に基づく作業環境測定については作業環境測定士による測定の実施が義務付けられていないが、同条第2項に基づく作業環境測定については、先に実施する安衛法第65条第1項による作業環境測定と同じ作業場で測定されるものであり、同程度の測定精度であることが必要であることから、その測定精度を担保するため、作業環境測定士が実施することが妥当である。

2 リスクアセスメント対象物について行う個人ばく露測定の作業環境測定基準等

（1）個人ばく露測定等における作業環境測定基準等について

安衛法第65条の3第1項の規定に基づく同法第22条の措置を講ずるための測定については、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省令第10号）に基づき、作業環境測定士による測定が行われることとなる。

働省告示第 341 号。以下「第三管理区分告示」という。)及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等(令和 2 年厚生労働省告示第 286 号。以下「金属アーク溶接等濃度測定告示」という。)に測定方法に関する規定が定められている。

また、安衛法第 65 条の 3 第 3 項の規定に基づく同法第 57 条の 3 第 1 項の調査のための測定については、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針(令和 5 年 4 月 27 日技術上の指針公示第 24 号。以下「技術上の指針」という。)に測定基準が定められている。

上記を踏まえ、安衛法第 65 条の 3 第 1 項及び第 3 項に規定に基づく測定に係る作業環境測定基準は、第三管理区分告示、金属アーク溶接等濃度測定告示及び技術上の指針を参考に、以下の項目を含んだ基準とするべきである。

- 労働者の身体に試料採取機器(個人サンプラー)を装着
- 個人サンプラーの採取口は、労働者の呼吸する空気中のリスクアセスメント対象物の濃度を測定するために最も適切な部位に装着
- 均等ばく露作業ごとに、それぞれ適切な数(2以上に限る。)の労働者に対して行う(詳細な対象労働者は規定せず、技術上の指針による。)
- 採取を行う作業日ごとに労働者が作業に従事する全時間採取
- 濃度基準値が設定されている物質は、技術上の指針に基づく試料採取方法及び分析方法により測定を行い、それ以外の物質は、測定する物質に応じた適切な試料採取方法及び分析方法により測定を行う

(2) 安衛法第 65 条の 3 第 2 項の規定における作業環境測定基準について

安衛法第 65 条の 3 第 2 項の規定に基づく改善措置の評価のための測定については、安衛法第 65 条第 1 項の規定による作業環境測定と同程度の測定精度が必要であることから、同様の作業環境測定基準により測定すべきである。

(3) 個人ばく露測定における作業環境評価基準について

現行の作業環境評価基準は、作業環境測定の結果を評価することにより、単位作業場所ごとに当該作業場を第一管理区分から第三管理区分までに区分するためのものである。

一方で、個人ばく露測定は、労働者のばく露の程度(労働者の呼吸域の濃度)を測定するものであり、作業環境測定(個人ばく露測定を除く。)のように、単位作業場所ごとの作業環境測定の結果を評価することにより、管理区分を決定するためのものではない。

そのため、個人ばく露測定において、作業環境評価基準を定める必要はないとすることが妥当である。

(4) 呼吸用保護具の選択基準について

呼吸用保護具の選択基準は、第三管理区分告示及び金属アーク溶接等濃度測定告示及び技術上の指針に示されている。このため、改めて新たな基準を設けるのではなく、引き続き、第三管理区分告示、金属アーク溶接等濃度測定告示及び技術上の指針に基づき選択するべきである。

(5) 個人ばく露測定の範囲について

従来の作業環境測定は、管理区分を決定するため一定の測定精度が必要となる測定であるが、

個人ばく露測定についても同様に、その結果に基づき労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等適切な事後措置を講ずるため一定の測定精度が求められる測定であることを示すべきである。

3 リスクアセスメント対象物等について行う個人ばく露測定の分析実施者の資格

安衛法第 65 条の 3 第 3 項の規定に基づく個人ばく露測定における分析者等の資格については、以下のとおり。

(1) 技術上の指針で分析方法が定められている化学物質

技術上の指針で分析方法が定められている化学物質について、当該分析方法が登録講習の内容に含まれる区分の登録を受けている第一種作業環境測定士がその分析を実施できることとすべきである。

(2) 技術上の指針で分析方法が定められていない化学物質

- ① 第一種作業環境測定士が適切に選定した分析方法が、第一種作業環境測定士の登録区分の登録講習の内容に含まれる場合は、当該区分の登録を受けている第一種作業環境測定士が分析を実施できることとすべきである。
- ② 第一種作業環境測定士が適切に選定した分析方法が、第一種作業環境測定士の登録区分のいずれの登録講習の内容に含まれない場合は、第一種作業環境測定士であって、当該分析方法に用いる分析機器を保有し、かつ、適切に分析できる能力を有する者が分析を実施できることとすべきである。
- ③ 1 級化学分析技能士については、当該者が所属する事業場で採取された試料の分析（1 級化学分析技能士の試験科目に含まれる分析方法に限る。）を行う場合に限り、作環法第 4 条第 3 項に規定する補助者として位置付けるべきである。

4 国際認証オキュペイショナル・ハイジニストの位置付け

- (1) 作業環境測定士には、第一種（5 区分）と第二種の 2 種類があり、それぞれの作業環境測定士試験に合格し、かつ、登録講習を修了した者が、作環法第 7 条の規定に基づき作業環境測定士名簿に登録を受けることにより、「作業環境測定士」として業務を行うことができる。
- (2) 国際認証オキュペイショナル・ハイジニストは、個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングに関して、デザイン及びサンプリングに関する講習を受講した第二種作業環境測定士と同等以上の能力を有すると考えられることから、作業環境測定士試験の合格及び登録講習の修了を免除し、第二種作業環境測定士として作業環境測定士名簿に登録を受けることができることとし、デザイン及びサンプリングに関する講習を受講することなく個人ばく露測定を実施できることとすべきである。なお、当該者については個人ばく露測定のみ実施できることとするのが妥当である。
- (3) 国際認証オキュペイショナル・ハイジニストが、個人ばく露測定におけるデザイン及びサンプリングのみ行うことができることとするために、個人ばく露測定に限った第二種作業環境測定士の新たな登録事項を定めることが妥当である。

5 その他

令和 6 年 3 月の有機則等改正により設けられた規定（以下「旧規定」という。）の内容のうち、安衛

法等一部改正法による改正後の安衛法等による委任を受けて今後制定される関係省令と同趣旨の内容については、必要に応じて旧規定を整理の上、当該関係省令に規定し直すべきである。